

第五回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会 会議録

〈開会〉

【事務局 佐藤課長】

大変、お待たせいたしました。

ただいまから、第五回（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務める神奈川県道路整備課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、お断りさせていただきますが、会長の黒川東京工業大学名誉教授におかれましては、ご都合によりご欠席されるとの連絡を頂いておりますので、よろしくお願ひいたします。

このため、（仮称）綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約第5条第5項では、副会長がその職務を代理することとなっておりますので、副会長の内、神奈川県県土整備局道路部長に本日の議事進行をお願いしたいと思ひますが、皆様いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、そのようにさせていただきます。

前回の地区協議会から大分時間が経ってございます。本来であれば、改めて委員の皆様をご紹介させていただきたいところですが、会議の時間も限られておりますので、今回はお手元に配布いたしました、出席者名簿及び座席表をご覧いただき、ご確認いただきたいと思ひます。

続きまして、本日の傍聴状況について、ご報告いたします。

本日は、4名の方から傍聴の申し出があり、定員の15人を超えないため、傍聴申出人全員を傍聴人として決定いたしました。

また、6社の報道関係者から、傍聴の申し出がありました。

なお、本日の議事につきましては、地区協議会規約第8条ただし書の非公開事由には該当いたしません。

それでは、議事進行の上前部長よろしくお願いいたします。

【上前副会長】

神奈川県 道路部長 上前でございます。

事務局の今、説明がありましたように、黒川先生の方がご欠席ということでございます。ただいま、この場でご承認をいただきましたので、私が代行ということで、させていただきます。会の進行についてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

それでは、今、事務局から説明がありましたとおり、本日の議事につきましては、すべて公開とする扱いとさせていただきます。

傍聴人がいらっしゃるということですので、ただいまから、傍聴人を入場させますので、しばらくお待ちください。

<傍聴人入場>

引き続き傍聴の方がお見えになりましたら、以降事務局で入室させていただきます。

議事に入ります前に、傍聴人の方へ、傍聴いただく上での注意を申し上げます。事務局からお配りしました注意事項をよくお読みいただき、お守りくださいますようお願いいたします。なお、これに反する行為があった場合には、退場していただくことがありますので、ご承知おきください。

次に、報道関係者から撮影の申込みがありましたので、議事開始前に限り撮影を許可することといたします。

それでは、よろしく申し上げます。

<撮 影>

それでは、撮影を終了してください。

次に、報道関係者から録音の申込みがありましたので、「傍聴要領」第6条の規定に基づき、許可することといたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、2点ございます。

1点目は、供用予定時期について

2点目は、協議会規則規約の改正について

でございます。

それでは、1点目の「供用予定時期について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前回、皆様にお集まりいただいた地区協議会から5年以上が経過しているため、はじめに（仮称）綾瀬スマートインターチェンジの概要や経緯を改めて振り返り、現在の事業進捗の状況をご説明した後、供用予定時期についてご説明させていただきます。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

連結許可時点における、実施計画書の概要版をお示ししています。

東名高速道路の（仮称）綾瀬スマートインターチェンジは、厚木インターチェンジから6.1キロメートル、横浜町田インターチェンジから9.2キロメートルの場所に位置しており、連結位置は、綾瀬市小園地内です。また、連結予定施設ですが、上り線、下り線ともに、県道42号（藤沢座間厚木）となります。連結を必要とする理由としましては、横浜町田インターチェンジと厚木インターチェンジは、約15キロメートル離れており、この間に位置する綾瀬市などからは、両インターチェンジにアクセスしにくい状況です。そのため、両インターチェンジのほぼ中間に、新たなインターチェンジを設置し、県民生活の利便性向上や、地域経済の活性化、さらには、災害時における安全・安心の確保を図るとともに、既存のインターチェンジ周辺の渋滞緩和を図ろうというものです。また、計画交通量は平成42年で一日あたり約9,800台で、供用予定時期としては、平成30年3月31日の供用を目標

に事業に取り組んできたところです。

次に、これまでの主な経緯についてご説明いたします。

平成23年5月に地元説明会を開催し、第一回及び第二回の地区協議会を経てまとめた、実施計画書の案について説明しました。その翌年5月に、環境影響予測評価書案について地元説明会を行い、11月に公告・縦覧を行いました。その後、平成25年3月に実施計画書を策定・提出、5月には国土交通大臣へ連結許可書の提出を行い、平成25年6月11日に連結許可となりました。

連結許可後、同年10月に用地測量に着手し、平成27年9月から用地交渉に着手しました。工事については、平成28年7月に下原橋の架替え工事について契約を行い、同年12月にはインターチェンジ本体の工事についても契約を行いました。その後、平成29年9月には、全ての用地契約が完了したところです。現在は、建物の収去などの状況に併せて、可能なところから順次工事を行っています。

次に、工事の進捗状況について、ご説明いたします。

まず、スクリーン左側の赤丸でお示ししている下原橋についてですが、平成28年7月に工事契約を締結し、平成29年3月に東名高速道路を通行止めにした上で、上部工の撤去を行いました。その後、下部工も撤去しております。現在は、新たな下部工の施工を行っています。また、上部工についても、作業ヤードで組立を行っているところです。スクリーンの右側に、その状況写真を縦に3枚お示ししています。右上が、旧橋の上部工を撤去している状況です。その下の写真が、新橋の下部工を施工している状況です。一番下が、新橋の作業ヤードでの橋桁の組立状況です。

次にインターチェンジ本体の工事ですが、平成28年12月に工事の契約を締結し、現在、スクリーンに横長の赤丸でお示した範囲において、連続鋼管壁の施工を行っているところです。スクリーン左側に、その施工状況を横に2枚お示ししています。左側が、連続鋼管壁の施工に必要な仮設構台の設置状況です。その隣りが、連続鋼管壁の鋼管を打設している状況です。

次に、供用時期の変更について、ご説明いたします。

スクリーンには工程表をお示ししています。上段の黒線が平成25年3月に策定した、実施計画書に記載している当初の工程でございます。これに対して下段の赤線が、今回見直しを行った工程です。当初の計画より工程が遅延しています。

その主な理由は、工程表の上から4段目の「測量・設計」の項目において、工場等の移転に係る補償算定が、当初平成25年度に完了する予定でありましたが、海外製など特殊な機械等があり、その算定に不測の日時を要したため、平成27年度の完了となりました。また、このことに伴い、工程表の下から2段目に示したとおり用地取得の着手が約1年遅れました。この、用地取得については、当初は平成26年度と27年度の2カ年で完了する予定でしたが、工場等を営まれている事業者の方について、近隣の工業専用地域等の中に適切な移転先がなかなか見つからないなど、移転先の選定等に想定以上の時間を要しました。現在は、事業地内のすべての企業の移転等に目処がたったところです。

その結果、最下段にお示ししているとおり、必要な工事期間を確保すると、供用の予定時期は、平成29年度末から、赤色の三角印で示した平成32年度にずれ込む見込みです。

具体的な供用予定時期ですが、現在の状況を踏まえ、神奈川県、中日本高速道路株式会社、綾瀬市の3者で工程を精査した結果、平成32年度上半期となる見通しです。また、その中で3者においては、事業進捗に最大限努力し、東京オリンピック・パラリンピック前の供用を目指すこととしています。

以上で説明を終わります。

【上前副会長】

ただいま、事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いしたいと思いますが、まずは、地元の綾瀬市長さんの方からご意見等、頂戴したいと思います。

【古塩委員】

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジは、今説明がございましたよ

うに、地域の活性化や防災機能の強化などに大きく寄与するものでありまして、その開通は綾瀬市の悲願であります。

綾瀬の玄関口としての機能を持つインターへの市民の期待というのは、大変大きいものがあるというふうに考えてございます。今回、新たな開通目標が平成 32 年度上半期となったことは、早期開通に期待を寄せていた市民や企業の皆様にとっては、残念な結果になってしまったとの思いもございます。しかし、この新たな開通目標が定まりましたので、市といたしましては一日も早い開通を目指し、最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

私どもとしましては、この同年に開催されます、東京オリンピック・パラリンピックの開催までには開通させたいという強い思いがございまして、関係する皆様におかれましては、事業の推進に一層のお力添えをいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【上前副会長】

他に、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

【山中委員】

神奈川県東部センター所長の山中でございます。よろしくお願ひいたします。

本事業を実施していく上での課題などを解決していくために、事業者 3 者で工程調整会議を定期的に行っております。私はその総合調整を行う立場から、用地や工事の状況について補足説明をさせていただきたいと思っております。

現場では、現在建物が残っているところもありますが、綾瀬市さんのご尽力によりまして、移転先等の目途がたちまして、間もなく建物の収去が進み更地になる予定でございます。工事につきましても、既に着手しておりまして、現在は郵便局の前あたりを中心に東名高速道路本線を拡幅するための擁壁等を施工しているところでございます。南側の大型事業所も間もなく収去が終わります。他の建物についても

収去が終わり次第、土壌調査や埋蔵文化財調査を実施しまして、特段支障がなければ本格的な工事に入っていく予定です。

また、下原橋の架替工事も先ほど事務局の説明の通り、下部工及び上部工の施工を行っておりますので、順調に行けば、春頃には橋桁を架けることができる見込みであります。

今後は、見た目にもいよいよ事業が本格化としたということが肌で感じられるようになると思います。今後とも、3者でしっかりと連携し、一日も早い供用を目指して取り組んでまいります。以上です。

【笠間委員】

ご存知のように、綾瀬市は中小企業が県下で4番目に多い地域ということで、周辺市を含めてですね、産業界としては大変大きな期待をしております。

そういった意味では、供用開始時期が遅れたということは、大変残念であります。しかし、このインターチェンジができることに対する期待は、産業界だけではなく、市民さらには周辺の市の方々にも、大変大きな期待と将来に対する夢を抱いていただいているということで、この期待と夢は、変わりはないということを強く感じています。

これから期日が決まって、具体的に供用開始に向けて、より一層地域の産業振興上、様々な施策等が始まると思います。ですから、何としましても、早急にという言葉はかなり言ってきましてけども、平成32年オリンピック前に供用開始ということですが、なるべく早く供用開始できるよう、絶大なるご協力をお願いしたいと思っています。ぜひ、よろしく申し上げます。

【鈴木委員】

ネクスコ中日本厚木工事事務所長の鈴木と申します。

本事業を実施していく上で課題などの解決にあたりましては、関係する皆さまのご尽力に深く感謝いたします。どうもありがとうございます。

移転先が目途がたったというところですが、今後も建物の収去や調

査が順調に進みますよう、関係する皆様のご協力をお願いいたします。
また、工事においても、安全に留意しながら、1日も早い開通を目指し取り組んでまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をよろしく
お願いいたします。

【上前副会長】

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、本日の地区協議会において、新たな供用予定時期について、「平成32年度上半期として、その中で3事業者において事業進捗に最大限努力し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前の供用を目指す、ということを確認した」、ということで皆様よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、そのようにさせていただきます。

次に2点目の、協議会規約の改正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約の改正について、ご説明いたします。お手元の資料、パワーポイントのあとの資料をご覧ください。

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジ地区協議会規約の一部を、綾瀬市及び藤沢市の所属・役職名の変更に伴い、今回次のように改正するものです。

第7条中の「綾瀬市都市建設部インター推進室長」を「綾瀬市土木部インター推進室長」へ、及び「藤沢市土木部土木計画課長」を「藤沢市道路河川部道路河川総務課長」に改める。

別表第2(第7条関係)の欄中「綾瀬市都市建設部インター推進室長」を「綾瀬市土木部インター推進室長」、「藤沢市土木部土木計画

課長」を「藤沢市道路河川部道路河川総務課長」に改める。

なお、この規約改正内容の「新旧対照表」と改正内容を反映した「規約（案）」について、資料の、それぞれホチキス止めされた資料が、二つ資料の下につけてございますので、ご確認してください。

以上で説明を終わります。

【上前副会長】

ただいま、事務局の方から協議会規約の改正について、説明がございました。ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

それでは、協議会規約の改正については、事務局の案のとおりとすることとしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、そのとおりとさせていただきます。

それでは、本日、予定しておりました議事2点についてですが、これで終了ということにさせていただきます。

最後に、私の方から確認をさせていただきます。

本日の会議録につきましては、「地区協議会規約」第8条ただし書の非公開事由には該当しないということによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、以上で、議事終了でございますが、最後に、一言私の方から発言させていただきたいと思えます。

本日、この協議会で新たな供用開始時期を皆様に確認させていただきました。ありがとうございます。また、先ほど、商工会さんの方からも、お話がありました、早期開通をとということで、切望されてたという中で、中々、その予定通りに開通できなかったということで、神奈川県としても、大変申し訳なく思っております。しかしですね、この先、今日、お示ししました東京2020オリンピック大会開催前まで、

ということを確認させていただきましたので、ネクスコ中日本さん、綾瀬市さん、それから私共、三者でしっかり事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、以上で議事を終了し、事務局の方にお返しします。

【事務局 佐藤課長】

以上で、本日の協議会を閉会いたします。

なお、協議会の開催結果につきましては、本日中に概要を取りまとめまして、協議会資料とともに、プレスリリースいたしますので、皆様におかれましては、ご承知おきを、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

〈閉会〉